

## 過疎対策の推進に関する提言・要望

過疎対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 過疎対策事業債の償還期限については、教育・福祉施設等整備事業債等と同様、対象事業の耐用年数に応じたものとする事。
2. 過疎地域における合併特例債について、対象事業の拡大及び要件緩和を行うとともに、元利償還に係る交付税算入率の拡大を図ること。